

# 仕 様 書

件 名	福島宿舎1号・2号棟給湯器等取替	作 成 者	国分駐屯地業務隊 管理科 防衛技官 春田 佳純
		作 成 日	令和3年 7月 19 日



## 1 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番30号

福島宿舎1号棟

(101、203、404、501、503)号室

福島宿舎2号棟

(103、201、203、204、301、302、303、304)号室

## 2 概 要

給湯器・リモコンセット(浴室)取替

## 3 一般事項

- (1) 本件に際し、疑義を生じた場合は、係官と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において原形復旧するものとする。
- (3) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は請負業者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (4) 本件に使用する電気及び水は請負業者が負担するものとする。
- (5) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (6) 作業終了時、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。

## 4 特記事項

- (1) 取替える機器等は次による。  
給湯器 「リンナイ(株) RUF-HA163A-E 同等品」  
浴室リモコンセット「リンナイ(株) BC-243VN-HOL 同等品」
- (2) 日程調整等は入居者及び官側と実施するものとする。
- (3) 本件で発生する金属屑は、国分駐屯地内の係官が指示する場所へ運搬・集積する。
- (4) 写真は作業前、作業中、作業後、その他係官から指示された箇所を撮影し、1部アルバムとして整理し提出する。
- (5) 取替え完了後、機能点検及び水漏れ等がないことを係官立会いのもと実施する。